

## ○加古川市介護認定審査会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市介護認定審査会規則（平成11年規則第53号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、加古川市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

### (構成)

第2条 認定審査会は、医療、保健、福祉の各分野に関する学識経験の均衡に配慮した構成とする。

### (審査会の副会長)

第3条 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第7条第3項に規定するあらかじめ指名する委員の名称は、副会長とする。

### (合議体)

第4条 規則第2条に規定する合議体は、別表のとおりとする。

2 各合議体の開催日は、月曜日から金曜日までとし、開催時間は、13時30分からとする。ただし、Z合議体（常務処理委員で構成）については、臨時開催が必要なときに開催するものとする。

3 各合議体の委員構成は、概ね3箇月毎に見直すことができる。

4 委員は、所属しない合議体における審査判定に加わることはできない。

### (合議体の委員長の職務代理)

第5条 合議体の委員長が所属する合議体の会議に出席できないときは、規則第4条第2項に定める副委員長がその職務を代理する。

### (審査及び判定)

第6条 審査及び判定は、「介護認定審査会の運営について」（平成21年9月30日老発0930第6号厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。）に基づいて実施するものとし、合議体は、事前に通知を受けた審査対象者についての一次判定結果、認定調査特記事項（以下「特記事項」という。）及び主治医意見書（以下「意見書」という。）により、審査を行う。

2 審査の方法は、前項に規定する一次判定結果、特記事項及び意見書の内容を比較検討し、矛盾がないか確認する。また、第2号被保険者の審査にあたっては、意見書の記載内容に基づき、要介護状態の原因である障害が特定疾病によって生じていることを確認する。

3 二次判定は、前項の確認をした後、個別の審査判定において、特記事項及び意見書の内容から、通常の場合に比べてより長い若しくは短い時間を介護に要すると判断される場合には、局長通知における「要介護状態等区分の変更等の際に勘案しない事項について」を参照し一次判定結果を変更する。

### (意見)

第7条 認定審査会は、次に掲げる場合には、認定の有効期間及びサービス種類の指定に関し、意見を付することができる。

(1) 認定の有効期間を短縮する場合

- ① 発症早期であつて身体上又は精神上の障害の程度が6箇月以内において変動しやすい状態にあると考えられる場合
  - ② 施設から在宅、在宅から施設に変わる等置かれている環境が大きく変化する場合等、審査判定時の状況が変化する可能性があると考えられる場合
  - ③ 審査会が特に必要と認める場合
- (2) 認定の有効期間を延長する場合
- ① 身体上又は精神上の障害の程度が安定していると考えられる場合
  - ② 同一の施設に長期間入所しており、かつ長期間にわたり要介護状態区分に変化がない場合等、審査判定時の状況が長期間にわたって変化しないと考えられる場合
  - ③ 審査会が特に必要と認める場合
- (3) サービス種類の指定を行なう場合  
要介護状態の軽減又は悪化を防止するため特に療養上必要がある場合  
(留意事項)

第8条 審査判定は、次のことに留意し行なうものとする。

- (1) 過去に用いた判定資料の利用は、審査会が対象者の状態を把握するための参考資料として用いることができる。
- (2) 委員が審査判定に加われない場合は、対象者が委員の所属する施設等のサービスを受けている場合とする。ただし、対象者の状況等についての意見を述べることはできるものとする。
- (3) 審査会への委員及び事務局員以外の参加者については、対象者及びその家族、主治医、調査員及びその他の専門家とし、その意見を聞くことができるものとする。なお、審査会は原則非公開とする。
- (4) 審査会の記録は、議事録により保存する。
- (5) 審査結果についての国への報告は、事務局員が行なう。  
(審査判定結果通知)

第9条 合議体の長は、審査会終了後速やかに市長に対して審査結果を通知するものとする。

(認定審査会の簡素化)

第10条 次の各号に掲げる全ての要件を満たす場合は、第6条から第7条までの規定によらず、認定審査会を簡素化して実施することができる。

- (1) 審査対象者が、介護保険法第7条第3項第1号又は同条第4項第1号に定める者であること。
- (2) 介護保険法第28条に定める要介護更新申請又は法第33条に定める要支援更新申請であること。
- (3) 一次判定における要介護度が、前回認定結果の要介護度と同一であること。
- (4) 現在の認定有効期間が12か月以上であること。
- (5) 一次判定における要介護度が「要支援2」又は「要介護1」である場合、状態の安定性判定ロジックの判定結果が「不安定」でないこと。
- (6) 一次判定における要介護認定等基準時間が、次のいずれにも含まれないこと。

- ・ 29 分以上 32 分未満
  - ・ 47 分以上 50 分未満
  - ・ 67 分以上 70 分未満
  - ・ 87 分以上 90 分未満
  - ・ 107 分以上 110 分未満
- 2 一次判定が「要支援 2」又は「要介護 1」（要介護認定等基準時間 32 分以上 50 分未満）のものについては、状態の安定性に関わらず前項の規定を適用しない。
  - 3 簡素化対象者については、簡素化予定一覧表により確認し、要介護度は一次判定結果どおりの審査判定結果とする。
  - 4 認定期間は、更新申請の設定可能な最大認定有効期間とする。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

合議体名	開催曜日
A 1 合議体	月曜日
A 2 合議体	
B 1 合議体	火曜日
B 2 合議体	
C 1 合議体	
C 2 合議体	
D 1 合議体	水曜日
D 2 合議体	
E 1 合議体	
E 2 合議体	
F 1 合議体	木曜日
F 2 合議体	
G 1 合議体	
G 2 合議体	
H 1 合議体	金曜日
H 2 合議体	
Z 合議体	随 時